（公印省略）

神健保医第709号

令和４年８月16日

関係団体、医療機関　各位

神戸市保健所長　楠　信也

「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの

取扱い等について」の再周知について（依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

会員、職員等関係者に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年８月８日付医政安発0808第１号厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長通知　別添のとおり

２　概要

これまで、別添１「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成25年９月27日付医政発0927第１号厚生労働省医政局長通知。以下「留意事項通知」という。）において留意すべき事項を定め、周知を図ってきたところ、令和3年度厚生労働科学研究において、美容医療サービスを提供する際のインフォームド・コンセントが不十分な事例があることが報告されました。

また、医療相談窓口、消費生活センターの相談においても、美容医療に関する相談が多数を占めているほか、国民生活センターから美容医療サービスのトラブルについて注意喚起資料が公表されているところです。

つきましては、美容医療サービスの提供に当たって、留意事項通知の内容を踏まえ、患者の理解と同意を得るための説明を十分行っていただくようお願いします。

なお、別添２「厚生労働科学研究補助金　令和３年度　分担研究報告書」において、「美容医療診療指針」が令和３年度版として改訂、公表されておりますので、医療安全にに係る説明に御活用いただくよう、併せてお願いします。

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp